

---

プロジェクト      リース

項目                      第 132 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料では、第 132 回リース会計専門委員会（2023 年 9 月 4 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## 質問 2（開発にあたっての基本的な方針（貸手の会計処理）に関する質問）

2. 貸手の会計処理の基本的な方針として「基本的に企業会計基準第 13 号の定めを維持する」と記載しているが、現行の企業会計基準適用指針第 16 号第 51 項の貸手のファイナンス・リース取引に係る 3 つの会計処理のうち、最も多く採用されていた「リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法」が廃止されることにより、貸手の会計処理は大きく変更されることになると考える。質問 17 において具体的な検討を行うものと考えられるが、貸手のファイナンス・リースの会計処理については、慎重な検討を行う必要がある。

## 質問 5（リースの定義及びリースの識別に関する質問）

3. 資料(2)の第 39 項(1)において、資料(2)の第 33 項(1)のコメント（リースの定義においては民法上の賃貸借との整合性を図るべきとの意見）がリースの識別の判断に関するコメントとして記載されているが、本コメントはリースの定義に関するコメントとして取り扱い、個別の審議事項とすることも検討すべきと考える。
4. 「整備新幹線に係る鉄道施設の使用対価」及び「鉄道事業の上下分離」について個別の審議事項とすることが良いのではないかと考える。内容が様々であると考えられるため、個々の内容を見極めて検討を進める必要があると考える。
5. 維持管理費用相当額を契約における対価から控除する方法を貸手のみが選択できることについて、借手はファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分を廃止したこと等が理由とされているが、借手が独立価格等の情報を十分に入手できない場合も想定されるため、借手の事務負担を考慮して再検討すべきと考える。

## 質問 6（借手のリース期間に関する質問）

6. 一括借上契約におけるリース期間の考え方については、パス・スルー等の中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合の要件と関連する可能性があるため、質問 19 とあわせて検討すべきと考える。

### **質問 7 (貸手のリース期間に関する質問)**

7. 借手のリース期間は IFRS 第 16 号の文言により定義されているのに対し、貸手のリース期間は企業会計基準第 13 号等の文言により定義されていることにより、定義の表現が異なっているため、両者の違いが理解しづらいとの意見が聞かれている。特に貸手のリース期間における「再リース」について、借手のリース期間における「延長オプション」や「解約オプション」との関係性が不明瞭であり、同じ文言を使って定義するなどの対応を行うべきと考える。
8. 貸手のリース期間について、企業会計基準第 13 号等の定めを踏襲することには賛成するが、本公開草案で用語の一部が変更されたことにより、分かりにくくなっている部分があると考え。また、資料(2)の第 51 項(1)に記載されている「貸手のリース期間における事実上解約不能と認められる期間を明確化すべきである」とのコメントについて、コメント対応案の検討において対応することに異論はないが、審議の状況によっては、個別の審議事項とすることも検討すべきである。
9. 借手による延長オプションや解約オプションの行使可能性は借手の意思決定に依存するため貸手では判断できないという考え方があるが、監査人や財務諸表利用者からは、貸手の判断が本当にできないのか疑問視する声もあるため、この疑問に対応することが必要であると考え。貸手のリース期間に加える再リース期間は、借手が再リースする意思が明らかな場合としている点について、具体的な例示を記載することを検討してはどうか。

### **質問 8 (リース開始日の使用权資産及びリース負債の計上額に関する質問)**

10. 事務局による対応案に賛成する。一方、リース期間の決定について企業会計基準第 13 号等における割安購入選択権の定めから、本公開草案では「購入オプションの行使が合理的に確実に」に変更されたことに伴い、所有権移転ファイナンス・リースの範囲が広がることが懸念されるため、資料(2)の第 58 項の購入オプションに対するコメントについては、個別の審議事項とすることを検討いただきたい。

**質問 17 (ファイナンス・リースに関する質問)**

11. 資料(2)第 113 項(1)において「製品又は商品を販売することを主たる事業としている企業」との説明があるが、多くのリース会社は該当しない。「製品又は商品を販売することを主たる事業としている企業」がリースの貸手となるケースは限定的であり、そのような限定的な取引を対象とした会計処理を最初に記載すべきではないと考える。
12. 本会計基準案第 43 項では「貸手は、ファイナンス・リースについて、通常の売買取引に準じた会計処理を行う」としている一方、本適用指針案 BC101 項では「貸手が原資産と同一の製品又は商品を販売することを主たる事業としていないときに、この金融取引としての会計処理を行う」としている。この点、「通常の売買取引に準じた会計処理を行う」処理は、売上高に利息相当額が含まれ売上原価との差額は純粗利であるという考え方に基づいているが、本会計基準案等では、売上高に利息を含めていないため、記述が整合していない。したがって、記述を見直す必要があると考える。また、記述の見直しにあたっては、リース料には、維持管理費用やサービス要素が含まれるため、金融取引を想定して定めを設けることは難しいのではないかと考える。

**その他**

13. 資料(3)コメント対応表について、ページ数が多いため次回からは該当する箇所のみ配付することをご検討いただきたい。

**オブザーバーからのコメント****(質問 14 (リースの契約条件の変更及びリースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直しに関する質問))**

14. リースの契約条件の変更を伴わない場合におけるリース負債の見直しは、実務における負担も大きいと考えられ、質問 14 に対するコメント数も多いことから、個別の審議事項とするか、コメント対応案の検討において対応するのであれば丁寧な回答をお願いしたい。

以上